

1.新築住宅適合証明業務手数料

(1)一般(優良住宅以外)

※対象適合証明融資種別

- ・フラット35
- ・財形住宅融資等
- ・賃貸住宅融資
- ・住宅金融支援機構が行う直接融資(「住宅債権積立者」及び「住宅積立郵便貯金積立者」対象)

一戸建ての住宅等					税抜金額 単位:円
区分	新築住宅適合証明分の手数料(対象住戸1戸あたり)				
	性能評価 ※1	性能評価 ※2	確認検査申請 ※3	左記以外 ※4	
設計検査	0	5,500	5,500	13,500	
中間検査	4,000	6,500	6,500	14,500	
竣工検査	4,000	6,500	6,500	15,000	

一戸建ての住宅等(竣工済特例)				税抜金額 単位:円
区分	性能評価 ※2	確認検査申請 ※3	左記以外 ※4	
新築住宅適合証明分の手数料(対象住戸1戸あたり)	16,000	16,000	43,000	

共同住宅(一般申請の場合)					税抜金額 単位:円
区分	新築住宅適合証明分の手数料(対象住戸1戸あたり)				
	性能評価 ※1	性能評価 ※2	確認申請 ※3	左記以外 ※4	
設計検査(1棟あたり)※5	0	47,500	95,000	143,000	
設計検査(1住戸あたり)※5	0	4,000	4,000	6,500	
竣工検査(1住戸あたり)	2,000	2,000	2,000	5,000	

共同住宅(一括申請の場合)					税抜金額 単位:円
区分	新築住宅適合証明分の手数料				
	性能評価 ※1	性能評価 ※2	確認申請 ※3	左記以外 ※4	
設計検査(1棟あたり)	0	47,500	95,000	143,000	
竣工検査(1棟あたり)	47,500	47,500	95,000	143,000	

- ※1 弊社へ「住宅性能評価(一定の等級をみたすもの)」を併願申請した場合
- ※2 弊社へ「住宅性能評価(一定の等級をみたさない)」を併願申請した場合
- ※3 弊社へ「確認検査」「中間検査」「完了検査」の各申請を併願で行った場合、或いは弊社にて申請物件について「確認検査」「中間検査」「完了検査」を一連で行っている場合。
- ※4 上記※1から※3までに該当しない場合
- ※5 1棟或いは1住戸(個別)を選択できるものとする。

1.新築住宅適合証明業務手数料

(2)優良住宅取得支援制度

※対象適合証明融資種別

・フラット35S

一戸建ての住宅等				税抜金額 単位:円
区分	優良住宅取得支援制度分の手数料(対象住戸1戸あたり)			
	性能評価 ※1	性能評価 ※2	確認検査申請 ※3	左記以外 ※4
設計検査	0	7,500	7,500	17,000
中間検査	4,000	8,500	8,500	18,000
竣工検査	4,000	8,500	8,500	19,000
付加手数料	※2、※3並びに※4の場合で、下記フラット35S基準選択の場合、選択基準に応じて手数料を加算するものとする。 ・耐震性…設計検査において5,000円加算するものとする。 ・省エネルギー性(一次エネルギー消費量等級4、等級5)…設計検査及び竣工検査において各々5,000円加算するものとする。但しBELLS評価書活用の場合は竣工検査のみの加算とする。(弊社においてBELLS評価書を取得した案件については竣工検査の加算はしないものとする。) ・バリアフリー性…竣工検査において3,000円加算するものとする。			

一戸建ての住宅等(竣工済特例)				税抜金額 単位:円
区分	性能評価 ※2	確認検査申請 ※3	左記以外 ※4	
新築住宅適合証明分の手数料(対象住戸1戸あたり)	20,000	20,000	54,000	

共同住宅(一般申請の場合)				税抜金額 単位:円
区分	優良住宅取得支援制度分の手数料(対象住戸1戸あたり)			
	性能評価 ※1	性能評価 ※2	確認検査申請 ※3	左記以外 ※4
設計検査(1棟あたり)※5	0	95,000	143,000	190,500
設計検査(1住戸あたり)※5	0	5,500	5,500	9,500
竣工検査(1住戸あたり)	2,000	3,000	3,000	7,000
付加手数料	1住戸(個別)選択※2※3※4の場合で、下記フラット35S基準選択の場合、選択基準に応じて手数料を加算するものとする。 ・耐震性…設計検査において5,000円加算するものとする。 ・省エネルギー性(一次エネルギー消費量等級4、等級5)…設計検査及び竣工検査において各々5,000円加算するものとする。 ・バリアフリー性…竣工検査において3,000円加算するものとする。			

共同住宅(一括申請の場合)				税抜金額 単位:円
区分	新築住宅適合証明分の手数料			
	性能評価 ※1	性能評価 ※2	確認申請 ※3	左記以外 ※4
設計検査(1棟あたり)	0	95,000	143,000	190,500
竣工検査(1棟あたり)	47,500	47,500	143,000	190,500

- ※1 弊社へ「住宅性能評価(一定の等級をみたすもの)」を併願申請した場合
- ※2 弊社へ「住宅性能評価(一定の等級をみたさない)」を併願申請した場合
- ※3 弊社へ「確認検査」「中間検査」「完了検査」の各申請を併願で行った場合、或いは弊社にて申請物件について「確認検査」「中間検査」「完了検査」を一連で行っている場合。
- ※4 上記※1から※3までに該当しない場合
- ※5 1棟或いは1住戸(個別)を選択できるものとする。

2.フラット35(中古住宅)及びリ・ユース住宅に係る適合証明業務手数料

※対象適合証明融資種別

- ・フラット35、フラット35S
- ・財形住宅融資等
- ・住宅金融支援機構が行う直接融資(「住宅債権積立者」及び「住宅積立郵便貯金積立者」対象)

(1)一戸建ての住宅等

税抜金額 単位:円

	手数料(対象住戸1戸あたり)	
	性能評価なし	性能評価あり
リ・ユース住宅	43,000	14,500
リ・ユースプラス住宅	53,500	25,000
フラット35(中古住宅)	49,500	20,000
フラット35S(中古住宅)	68,500	(注2) 20,000

注1 耐震評価が必要な建築物は上記表に30,000円を加えた金額とする。

注2 フラット35Sの技術基準を満たしている等級をとっていない場合は性能評価なしの欄を適用するものとする。

(2)マンション

税抜金額 単位:円

	手数料(対象住戸1戸あたり)			
	登録(注1)なし		登録(注1)あり	
	性能評価なし	性能評価あり(注4)	性能評価なし	性能評価あり(注4)
リ・ユースマンション(※1)	41,000	14,500	20,000	13,500
リ・ユースマンション(※2)	62,000	14,500	35,000	13,500
リ・ユースプラスマンション	70,500	22,000	44,000	22,000
フラット35・フラット35S(中古住宅)	50,500	13,500	32,500	12,500

※1:確認済証交付日が昭和56年6月1日以後のもの

※2:確認済証交付日が昭和56年5月31日以前のもの

注1 登録とは公庫マンション情報登録を行っているマンション。

注2 耐震評価が必要な建築物は上記表に50,000円を加えた金額とする。

注3 性能評価とは、住宅性能評価書の交付を受けている建築物。

注4 フラット35Sの技術基準を満たしている等級をとっていない場合は、性能評価なしの欄を適用するものとする。

※ 耐震評価が必要な建築物とは、建築確認年月日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が昭和58年3月30日以前)の建築物

手数料の徴収

1. 適合証明業務の手数料は、所定の書式が受理された時点を持って、上記表の手数料を徴収する。
2. 遠隔地についての出張費は、別表1のとおりとする。
3. 中間検査及び竣工検査において、申請者に帰すべき事由により、現場検査を実施する回数が増えた場合、出張費をその回数に応じて支払うものとする。
4. 中間検査及び完了検査と適合証明業務の(中間検査・竣工検査)、若しくは、建設評価を同時に実施できる場合には、出張費を減額することができるものとする。
5. 複数棟を同時申請する等、当機関が効率的に審査・検査をできると判断した場合については、手数料を別途定められるものとする。

別表1

平成29年5月8日
税抜金額 単位:円

区分	出張費
A区	¥0
B区	¥5,000
C区	¥9,500
D区	¥19,000
E区	¥28,500

A区	仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、松島町、七ヶ浜町、利府町、亘理町、山元町、大河原町、柴田町、村田町、白石市、角田市、丸森町、川崎町、蔵王町
B区	大崎市(旧古川市、旧三本木町)、石巻市(旧石巻市)、東松島市
C区	大崎市(旧古川市、旧三本木町を除く)、石巻市(旧石巻市を除く)、栗原市(旧築館町、旧高清水町)、加美町、色麻町、美里町、女川町、七ヶ宿町、涌谷町
D区	栗原市(旧築館町、旧高清水町を除く)、登米市
E区	気仙沼市、南三陸町